

案内標識設置に対する支援

ねらい

合併による市町村名の変更等に伴う道路標識の整備に対する支援を行うことにより、地方公共団体の費用負担の軽減を図る。

概要

市町村合併により整備が必要となる、道路付属物として整備する道路標識（歩行者案内用標識を含む）に対する優先採択を行う。

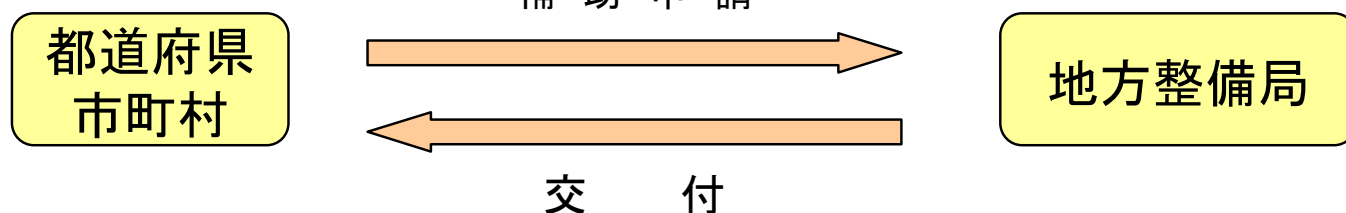
支援措置

補助率 1 / 2 等

施策・事業の枠組み

○事業主体
都道府県、市町村

○ながれ



担当 道路部 地域道路課

TEL087-851-8061(内線:4612)